

福岡県公報

平成17年 4月25日
第 2 3 8 0 号
増 刊 ②

目 次

告 示 (第888号)

○平成17年度一般会計予算及び特別会計予算

(財 政 課) …………… 1

告 示

福岡県告示第888号

平成17年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成17年 2月第10回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成17年 4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

第 1 号議案

平成17年度福岡県一般会計予算

平成17年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,502,304,336 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金額	額	
1 県	税	499,417,894		
	1 県民税			113,411,422
	2 事業税			146,190,312
	3 地方消費税			84,117,590
	4 不動産取得税			18,211,395
	5 県たばこ税			11,037,074
	6 ゴルフ場利用税			1,523,091
	7 自動車税			66,191,948
	8 鉱区税			6,998
	9 自動車取得税			15,983,153
	10 軽油引取税			42,306,457
11 狩猟税	45,568			

(単位：千円)

款	項	金額	額
2 地方消費税清算金	12 産業廃棄物税	391,844	
	13 旧法による税	1,042	
		90,133,765	90,133,765
3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	31,190,837	90,133,765
	1 所得譲与税	26,458,056	
	2 地方道路譲与税	3,798,863	
	3 石油ガソリン譲与税	292,473	
4 地方特例交付金	4 航空機燃料譲与税	641,445	
		28,001,136	28,001,136
5 地方交付税	1 地方特例交付金	28,001,136	28,001,136
		275,085,816	275,085,816
6 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	275,085,816	275,085,816
		1,701,170	1,701,170

7 分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金		1,701,170
	1 分担金	11,091,684	
	2 負担金	976,389	
8 使用料及び手数料	1 使用料		10,115,295
	1 使用料	20,640,529	
	2 手数料	11,638,862	
9 国庫支出金	1 国庫負担金		9,001,667
	2 国庫補助金		221,472,791
	1 国庫負担金	125,040,922	
	2 国庫補助金	91,679,463	
	3 委託金	4,752,406	
10 財産収入	1 財産運用収入		5,401,734
	1 財産運用収入	3,350,944	
	2 財産売払収入	2,050,790	
11 寄附金	1		1

(単位：千円)

款	項	金額	額
12 繰入金	1 寄附金		1
	1 特別会計繰入金	28,904,962	
13 繰越金	2 基金繰入金		22,078,430
	1 繰越金	1	1
14 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	106,712,316	1,447,617
	2 県預金利子		9,654
	3 公営企業貸付金元利収入		4,400,024
	4 貸付金元利収入		84,617,275
	5 受託事業収入		2,524,348
	6 収益事業収入		7,562,230
	7 利子割精算金収入		103,558

	8 雑入	入	6,047,610
15 県債			182,549,700
	1 県債	債	182,549,700
歳入合計			1,502,304,336

歳出

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 議会費		2,796,318	
	1 議会費		2,796,318
2 総務費		63,243,504	
	1 総務管理費		26,440,025
	2 企画費		12,933,320
	3 徴税費		14,534,609
	4 市町村振興費		3,957,402
	5 選挙費		378,138

(単位：千円)

款	項	金額	
3 保健福祉費	6 防災費	855,816	
	7 統計調査費	3,451,216	
	8 人事委員会費	283,811	
	9 監査委員費	409,167	
			224,788,191
	1 保健福祉管理費	50,002,118	
	2 高齢者福祉費	36,707,986	
	3 児童家庭費	20,789,784	
	4 障害者福祉費	16,391,319	
5 健康対策費	9,190,049		
6 生活衛生費	988,204		
7 医薬費	2,400,759		
8 監査保護費	45,955,101		
9 社会福祉費	42,362,871		

4 環境費	1 環境費	4,404,164	4,404,164
	5 生活労働費	8,477,822	
6 農林水産業費	1 県民生活費	2,717,218	
	2 労働費	1,978,813	
	3 職業訓練費	3,084,738	
	4 失業対策費	277,987	
	5 炭鉱離職者対策費	116,300	
	6 労働委員会費	302,766	
	1 農業費	18,024,346	77,731,604
	2 畜産業費	2,041,327	
	3 農地費	32,651,679	
	4 林業費	14,047,898	
5 水産業費	10,966,354		

(単位：千円)

款	項	金額
7 商 工 費		79,643,305
	1 商 業 費	72,209,867
	2 工 鉱 業 費	7,053,355
	3 観 光 費	380,083
8 土 木 費		177,858,081
	1 土 木 管 理 費	16,166,062
	2 道 路 橋 り よ う 費	79,605,834
	3 河 川 海 岸 費	43,129,000
	4 港 湾 費	4,229,727
	5 都 市 計 画 費	22,720,672
	6 住 宅 費	10,377,043
9 警 察 費	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	1,629,743
	1 警 察 管 理 費	126,913,555
		130,276,038

10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	3,362,483
	1 教 育 総 務 費	24,714,471
	2 小 学 校 費	142,518,715
	3 中 学 校 費	82,558,612
	4 高 等 学 校 費	73,574,538
	5 特 殊 学 校 費	26,753,608
	6 社 会 教 育 費	4,750,080
	7 保 健 体 育 費	1,722,141
	8 大 学 費	9,329,164
	9 私 立 学 校 費	33,424,051
	11 災 害 復 旧 費	4,375,237
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		1,250,735
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		2,632,691
	3 鉱 害 復 旧 費	491,811

(単位：千円)

款	項	金額
12 公債費	1 公債費	167,060,109
		167,060,109
13 諸支出金	1 利子割交付金等	159,704,583
	2 公営企業貸付金	2,400,000
		162,104,583
14 予備費	1 予備費	200,000
		200,000
歳出	合計	1,502,304,336

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
平成17年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成17年度から平成27年度まで	元金1,308,000,000千円及び利子に相当する額	
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成17年度から平成28年度まで	ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	3,000千円
海外農業移住者援護資金利子補給	平成18年度から平成33年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 5,000千円	900千円
福岡県火災共済協同組合の支払資金融資に対する損失補償	平成17年度から平成22年度まで		250,000千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成17年度から平成28年度まで	ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	800,000千円
福岡県中小企業振興センターに対する損失補償	平成17年度から平成30年度まで		215,000千円
中小企業無担保融資推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成17年度から平成28年度まで	ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	480,000千円
福岡県土地開発公社の事業資金の借入れに対する債務保証	平成17年度	借入金33,927千円及び利子に相当する額	
同和地区農家農業経営改善資金利子補給	平成18年度から平成33年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 200,000千円	15,998千円
農業近代化資金利子補給	平成18年度から平成38年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 3,000,000千円	338,826千円
同和地区農家農業経営改善資金の債務保証を行う福岡県農業信用基金協会に対する損失補償	平成17年度から平成33年度まで		60,000千円

事 項	期 間	限 度	額
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成18年度から平成28年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 200,000千円	12,380千円
特定農産加工業体質強化資金利子補給	平成18年度から平成28年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 220,000千円	8,493千円
中山間地域活性化資金利子補給	平成18年度から平成33年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 400,000千円	14,810千円
農業経営体育成資金利子補給	平成18年度から平成43年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 2,700,000千円	69,078千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成18年度から平成33年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 600,000千円	59,557千円
農業災害対策資金利子補給	平成18年度から平成21年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 300,000千円	6,170千円
農業災害対策資金損失補償	平成17年度から平成25年度まで		3,000千円
大家畜経営改善支援資金利子補給	平成18年度から平成42年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 400,000千円	6,143千円
養豚経営改善支援資金利子補給	平成18年度から平成32年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 50,000千円	626千円
農地保有合理化促進特別事業損失補償	平成17年度から平成28年度まで		637,370千円
漁業近代化資金利子補給	平成18年度から平成33年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 1,200,000千円	88,248千円
漁業経営安定資金利子補給	平成18年度から平成21年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 28,000千円	519千円
日韓日中関連水域経営安定資金利子補給	平成18年度から平成25年度まで	ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 552,000千円	34,432千円

福岡北九州高速道路公社の民間資金及び公営企業金融公庫資金の借入れに対する債務保証	平成17年度から平成37年度まで	建設資金借入金2,032,500千円及び利子に相当する額
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	平成17年度から平成37年度まで	建設資金借入金4,480,000千円
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成17年度から平成27年度まで	建設資金借入金43,040,000千円及び利子に相当する額
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する民間資金の借入れに対する債務保証	平成17年度から平成27年度まで	建設資金借入金936,000千円及び利子に相当する額
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する政府資金の借入れに対する債務保証	平成17年度から平成37年度まで	建設資金借入金779,000千円
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成17年度から平成27年度まで	業務資金借入金6,683,351千円及び利子に相当する額
緊急地方道路整備事業費	平成18年度	1,515,000千円
橋りょう架換費	平成18年度	36,000千円
都市基盤河川改修費補助金	平成18年度から平成19年度まで	162,000千円
河川改修費	平成18年度	150,000千円
公営住宅建設費	平成18年度	2,872,684千円
公営住宅ストック総合改善事業費	平成18年度	128,538千円

事項	期間	限度	額
放置駐車確認業務費	平成18年度		90,204千円
老朽校舎改築費	平成18年度		303,412千円
体育館建設費	平成18年度		115,749千円
施設充実費	平成18年度		224,886千円
高等学校再編整備費	平成18年度から 平成19年度まで		7,655,352千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄空港事業負担金	1,593,000	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと思われるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成17年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
北九州エアターミナル金	350,000			
自然公園整備事業費	71,000			
農林水産施設整備事業費	208,000			
農地事業費	4,481,000			
林道事業費	1,672,000			
治山事業費	2,559,000			
水産事業費	1,427,000			
河川事業費	14,167,000			
砂防事業費	3,671,000			
海岸事業費	464,000			
港湾事業費	916,000			
福岡北九州高速道路公社出資	3,147,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	3,262,000			
道路事業費	36,597,000			
鉄道整備事業負担金	11,085,000			
直轄事業負担金	13,345,000			
公営住宅建設事業費	3,471,000			
警察施設整備事業費	3,209,000			
教育施設整備事業費	12,265,000			
災害復旧事業費	1,114,000			
鉱害復旧事業費	159,000			
産炭地域開発就労事業費	120,000			
福岡北九州高速道路公社転貸	3,240,000			
住民税等減税補てん	8,310,900			
臨時財政対策	51,645,800			
計	182,549,700			

第2号議案

平成17年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成17年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,074 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財 産 收 入		17,074
	1 財 産 運 用 收 入	17,074
合 計		17,074

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 積 立 金		17,074
	1 積 立 金	17,074
合 計		17,074

第3号議案

平成17年度福岡県公債管理特別会計予算

平成17年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,716,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 歳入金	1 一般会計繰入金	167,010,466
	2 基金繰入金	15,280,697
	182,291,163	
2 県債	1 県債	178,425,000
	178,425,000	
歳入合計		360,716,163

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公債費	1 公債費	360,716,163
	360,716,163	
歳出合計		360,716,163

第4号議案

平成17年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成17年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入	1 諸収入	151,683
	1 繰越金	1
	合計	151,684
2 繰越金	1 繰越金	1
	合計	151,684

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事務費	1 事務費	316
	1 一般会計繰出金	151,368
	合計	151,368
2 繰出金	1 一般会計繰出金	151,368
	合計	151,368

歳 出 合 計

151,684

第5号議案

平成17年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成17年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,092,798千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額	金額
1 諸 収 入		490,105	
	1 諸 収 入		490,105
2 繰 入 金		21,556	
	1 一 般 会 計 繰 入 金		21,556
3 繰 越 金		581,137	
	1 繰 越 金		581,137
合 計		1,092,798	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額	金額
1 母 子 寡 婦 事 業 資 費		1,092,798	
	1 母 子 寡 婦 事 業 資 費		1,092,798

費
任
令
計

1,092,798

第6号議案

平成17年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成17年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		7,608
	1 財産運用収入	7,608
歳入合計		7,608

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産費		7,608
	1 基金積立金	7,608
	歳出合計	7,608

平成17年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成17年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 597,631 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 繰入金	1 一般会計繰入金	53,735	53,735
	1 繰越金	162,129	162,129
2 繰越金	1 繰越金	162,129	162,129
3 諸収入	1 諸収入	288,327	288,327
	1 諸収入	288,327	288,327
4 県債	1 県債	93,440	93,440
	1 県債	93,440	93,440
歳入合計		597,631	597,631

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業改良資金助成事業費		
	1 農業改良資金助成事業費	597,631
合 計		597,631

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付事業費	93,440	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第18条第3項の規定に基づき償還する。償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

平成17年度福岡県営林造成事業特別会計予算

平成17年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 447,196 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成17年 3 月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 使用料及び手数料	1 使用料	37	37
2 国庫支出金	1 国庫補助金	16,269	16,269
3 財産収入	1 財産売却収入	9,779	9,779
4 繰入金	1 一般会計繰入金	352,617	352,617
5 繰越金	1 繰越金	1	1
6 諸収入	1 雑収入	11,493	11,493

7 県	債		57,000
	1 県	債	57,000
歳 入		合 計	447,196

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額	
1 県 営 林 造 成 事 業 費		447,196	
	1 県 営 林 造 成 事 業 費		447,196
歳 出		合 計	447,196

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県営林造成事業費</p>	<p>57,000</p>	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成17年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期間内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第9号議案

平成17年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成17年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,467
		2,467
2 繰 越 金	1 繰 越 金	89,299
		89,299
3 諸 収 入	1 諸 収 入	62,004
		62,004
歳 入 合 計		153,770

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費	1 林業改善資金助成事業費	153,770
		153,770

歳 出 合 計

153,770

第10号議案

平成17年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成17年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,451千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額	金額
1 繰入金	1 一般会計繰入金	2,448	2,448
	合計		
2 繰越金	1 繰越金	12	12
	合計		
3 諸収入	1 諸収入	128,991	128,991
	合計		
歳入		合計	131,451

歳出

(単位：千円)

款	項	金額	金額
1 沿岸漁業改善資金費	1 沿岸漁業改善資金費	131,451	131,451
	合計		

歳 出 合 計

131,451

第11号議案

平成17年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成17年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,367,844千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 国庫支出金	1 国庫補助金	25,584	25,584
2 繰入金	1 一般会計繰入金	41,525	41,525
3 諸収入	1 雑収入	3,556,437	3,556,437
4 繰越金	1 繰越金	1,744,298	1,744,298
歳入合計		5,367,844	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 小 導 入 規 模 資 企 金 業 貸 者 付 等 事 設 業 備 費	1 小 導 入 規 模 資 企 金 業 貸 者 付 等 事 設 業 備 費	1,818,739
2 公 債 費	1 公 債 費	3,549,105
歳 出	合 計	5,367,844

第12号議案

平成17年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成17年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,015 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		17,015
	1 財産運用収入	17,015
歳入合計		17,015

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 積立金		17,015
	1 積立金	17,015
歳出合計		17,015

第 13 号議案

平成17年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成17年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,365,721 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成17年 3 月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額	額	
1 巨瀬川開発事業費収入	1 国庫補助金	3,121,722	1,500,000	
	2 繰入金		272,722	
	3 県債		1,349,000	
	2 那珂川開発事業費収入		7,728,512	
	1 国庫補助金		1,850,291	
	2 分担金及び負担金		3,342,123	
3 戒川開発事業費収入	3 繰入金		722,098	
	4 県債		1,664,000	
	5 諸収入		150,000	
	3 戒川開発事業費収入		1,515,487	
	1 国庫補助金		297,558	

歳入	2	分担金及び負担金	406,150
	3	繰入金	544,779
	4	県債	267,000
	合計		12,365,721

歳出

(単位：千円)

款	項	金額	金額
1 巨瀬川開発事業費	1	巨瀬川開発事業費	3,121,722
	1	那珂川開発事業費	7,728,512
	1	那珂川開発事業費	7,728,512
3 祓川開発事業費	1	祓川開発事業費	1,515,487
	1	祓川開発事業費	1,515,487
合計		12,365,721	

第2表 継続費
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補		補	
			正	後	正	後
			額	額	額	額
1	巨瀬川開発事業費	巨瀬川開発事業費	36,766,788	36,888,510		
			51	100,000	51	100,000
			52	204,000	52	204,000
			53	34,000	53	34,000
			54	8,195	54	8,195
			55	62,639	55	62,639
			56	50,000	56	50,000
			57	90,000	57	90,000
			58	90,000	58	90,000
			59	103,106	59	103,106
			60	120,000	60	120,000
			61	125,779	61	125,779
62	153,815	62	153,815			

63	226,412	63	226,412	元	681,877	元	681,877	2	859,990	2	859,990	3	680,745	3	680,745	4	1,303,363	4	1,303,363	5	1,988,147	5	1,988,147	6	1,672,863	6	1,672,863	7	831,056	7	831,056	8	499,471	8	499,471	9	454,322	9	454,322	10	1,533,037	10	1,533,037	11	1,170,601	11	1,170,601	12	1,072,541	12	1,072,541	13	1,094,631	13	1,094,631	14	1,564,681	14	1,564,681

(単位：千円)

款	項	事業名	補		補	
			正	後	正	後
			年度	年割額	年度	年割額
2	那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	15	2,802,842	15	2,802,842
			16	2,916,082	16	2,916,082
			17	4,000,000	17	3,121,722
			18	4,000,000	18	4,000,000
			19	4,000,000	19	4,000,000
			20	1,110,000	20	1,110,000
			21	1,162,593	21	2,162,593
			63	150,000	63	150,000
			元	307,220	元	307,220
			2	364,215	2	364,215
			3	372,846	3	372,846
4	466,942	4	466,942			
5	529,024	5	529,024			
6	544,587	6	544,587			
			87,806,038		88,914,550	

(単位：千円)

款	項	事業名	補		補			
			額	正	額	正		
			総額	年度	総額	年度		
3	1	祇川開発事業費	59,244,768	22	22,070,129	59,947,255	22	28,450,129
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208
				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
巨瀬川開発事業費	1,349,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。		起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。
那珂川開発事業費	1,664,000	証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。		ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。
祇川開発事業費	267,000	その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。	年9.0%以内	この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。
計	3,280,000	証券発行時期が適当でないと思われるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成17年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。		償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。

第 14 号議案

平成17年度福岡県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成17年度福岡県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,549,293 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成17年 3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 使用料及び手数料	1 使用料	445,831	445,831
	1 一般会計繰入金		36,450
2 繰入金	1 一般会計繰入金		36,450
	2 基金繰入金		2,337,000
3 県債	1 県債	2,664,000	2,664,000
	1 繰越金	1	1
4 繰越金	1 繰越金		1
	1 繰越金	66,010	66,010
5 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料		1
	2 雑収入		66,009

6 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
歳 入	合 計	5,549,293

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費		1,845,057	
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費		1,845,057
2 公 債 費		3,704,236	
	1 公 債 費		3,704,236
歳 出	合 計	5,549,293	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
三池港荷役機械等整備事業費	平成18年度		140,000千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	2,196,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成17年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又はは借換することができる。 この果債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

平成17年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成17年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,430,043 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成17年 3 月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入	1 分担金及び負担金	9,155,377	4,369,115
	2 国庫補助金		1,190,500
	3 繰入金		696,440
	4 県債		536,000
	5 諸収入		27,435
	6 使用料		505
	7 繰越金		2,335,382
2 多々良川流域下水道 事業費収入	1 分担金及び負担金	3,123,732	1,494,653
	2 国庫補助金		803,000
	3 繰入金		450,652

3 宝満川流域下水道 事業	4 県債		357,000
	5 諸収入		18,185
	6 使用料		242
		2,410,768	
	1 分担金及び負担金		723,420
	2 国庫補助金		987,000
4 宝満川上流流域下水道 事業	3 繰入金		76,114
	4 県債		297,000
	5 諸収入		327,200
	6 使用料		34
		1,957,582	
	1 分担金及び負担金		707,410
	2 国庫補助金		829,000
	3 繰入金		85,533
	4 県債		330,000

(単位：千円)

款	項	金額	
5 筑後川中流右岸流域下水道工事	5 諸収入	5,639	
	1 分担金及び負担金	1,570,257	
		2 国庫補助金	476,524
		3 繰入金	616,500
		4 県債	175,947
		5 諸収入	293,000
6 使用料	8,283		
6 遠賀川下流流域下水道工事	2,446,125		
	1 分担金及び負担金	542,414	
	2 国庫補助金	869,900	
	3 繰入金	370,175	
	4 県債	506,000	
5 諸収入	157,636		

7 矢部川流域下水道収入	1 分担金及び負担金	3,808,732	687,113
	2 国庫補助金		2,308,500
	3 繰入金		26,119
	4 県債		787,000
	合計		27,430,043
8 遠賀川中流域下水道収入	1 分担金及び負担金	2,957,470	616,238
	2 国庫補助金		1,662,800
	3 繰入金		19,432
	4 県債		659,000
	合計		27,430,043

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道費	1 御笠川那珂川流域下水道費	9,155,377	9,155,377
2 多々良川流域下水道費	1 多々良川流域下水道費	3,123,732	3,123,732
3 宝満川流域下水道費	1 宝満川流域下水道費	2,410,768	2,410,768
4 宝満川上流流域下水道費	1 宝満川上流流域下水道費	1,957,582	1,957,582
5 筑後川中流右岸流域下水道費	1 筑後川中流右岸流域下水道費	1,570,257	1,570,257
6 遠賀川下流流域下水道費	1 遠賀川下流流域下水道費	2,446,125	2,446,125
7 矢部川流域下水道費		3,808,732	

8 遠賀川中流域下水道費	1 矢部川流域下水道費		3,808,732
	1 遠賀川中流域下水道費	2,957,470	2,957,470
歳 出 合 計		27,430,043	

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度	額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成18年度から 平成19年度まで		1,690,500千円
多々良川流域下水道建設費	平成18年度		85,000千円
宝満川流域下水道建設費	平成18年度		1,453,500千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	平成18年度		822,000千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成18年度		213,000千円
遠賀川下流流域下水道関連費	平成18年度から 平成19年度まで		464,232千円
矢部川流域下水道建設費	平成18年度		559,000千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成18年度		2,328,000千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	3,759,000	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成17年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第16号議案

平成17年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成17年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,486,484千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 県営住宅管理費収入	1 使用料	8,376,253	6,530,021
	2 国庫補助金		1,728,221
	3 繰越金		114,794
	4 諸収入		3,216
	5 財産売却収入		1
2 年金住宅管理費収入	1 繰越金	4,394	1
	2 諸収入		4,393
3 県営住宅敷金管理費収入		103,888	
	1 繰越金		1
	2 諸収入		103,887

4 年金住宅敷金管理費収入			1,949
	1 繰越金		1
	2 諸収入		1,948
歳入合計			8,486,484

歳出

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 県営住宅管理費	1 県営住宅管理費	8,288,594	8,288,594
	2 年金住宅管理費	4,394	4,394
3 県営住宅敷金管理費	1 年金住宅管理費	4,394	4,394
	1 県営住宅敷金管理費	91,580	91,580
4 年金住宅敷金管理費	1 年金住宅敷金管理費	1,916	1,916
	1 年金住宅敷金管理費	1,916	1,916

(単位：千円)

款	項	金額	
		金額	額
5 子 備 費	1 子 備 費	100,000	100,000
		8,486,484	
歳 出 合 計		8,486,484	

第17号議案

平成17年度福岡県九州歯科大学附属病院事業特別会計予算

平成17年度福岡県九州歯科大学附属病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,582,004千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 使用料及び手数料	1 使用料	959,860	959,860
2 国庫支出金	1 国庫補助金	33,120	33,120
3 諸収入	1 諸収入	48,664	48,664
4 繰越金	1 繰越金	15,815	15,815
5 繰入金	1 一般会計繰入金	524,545	524,545
歳入	合計	1,582,004	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額	額
1 附属病院事業費		1,582,004	
	1 附属病院経営費		934,667
	2 附属病院整備費		647,337
合 計		1,582,004	

第18号議案

平成17年度福岡県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床 精神病床	410床 300床	結核病床	50床
(2) 患者延人員	(入院患者	186,515人	外来患者	172,872人)
(3) 一日平均患者数	(入院患者	511人	外来患者	588人)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	7,643,941千円
第1項 医業収益	5,441,454千円
第2項 医業外収益	1,499,524千円
第3項 特別利益	702,963千円

支 出

第1款 病院事業費

8,970,168 千円

第1項 医業費用

7,633,540 千円

第2項 医業外費用

309,913 千円

第3項 特別損失

1,025,715 千円

第4項 予備費

1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入

855,944 千円

第1項 負担金

479,461 千円

第2項 他会計からの長期借入金

165,148 千円

第3項 固定資産売却代金

211,335 千円

支 出

第1款 資本的支出

855,944 千円

第1項 建設改良費

43,002 千円

第2項 企業債償還金

719,191 千円

第3項 負担金返納金

82,786 千円

第4項 国庫補助金返納金

10,965 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

3,128,582 千円

(2) 交際費

300 千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、344,577 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、994,714千円と定める。

平成17年 3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第19号議案

平成17年度福岡県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 48,335,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 504,087 千円

第1項 営業収益 500,112 千円

第2項 財務収益 2,614 千円

第3項 事業外収益 1,361 千円

支出

第1款 電気事業費 499,384 千円

第1項 営業費用 472,232 千円

第2項 財務費用		6,789 千円
第3項 事業外費用		10,363 千円
第4項 予備費		10,000 千円
(資本的収入及び支出)		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額132,080千円は過年度分損益勘定留保資金5,000千円及び繰越利益剰余金処分額127,080千円で補てんするものとする。)

	収 入	支 出
第1款 資本的収入	0 千円	
第1款 資本的支出		132,080 千円
第1項 建設改良費		121,229 千円
第2項 企業債償還金		5,851 千円
第3項 予備費		5,000 千円
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 180,014 千円

(2) 交際費 340 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成17年 3月28日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第20号議案

平成17年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 52事業所
- (2) 総給水量 41,467,650立方メートル
- (3) 一日平均給水量 113,610立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		1,683,633 千円
第1項 営業収益		1,682,173 千円
第2項 営業外収益		1,460 千円
支	出	
第1款 工業用水道事業費		1,541,337 千円

第1項 営業費用	1,215,467 千円
第2項 営業外費用	305,870 千円
第3項 予備費	20,000 千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額751,319千円は過年度分損益勘定留保資金518,585千円及び繰越利益剰余金処分額232,734千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		350,890 千円
第1項 企業債		316,000 千円
第2項 負担金		34,890 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,102,209 千円
第1項 建設改良費		364,301 千円
第2項 企業債償還金		727,908 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設費	316,000	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成17年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期間内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、351,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

181,110千円

(2) 交際費

227千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成17年3月28日議決

福岡県知事 麻生 渡

第 21 号議案

平成17年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成17年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------|------|---------------|
| (1) 白石地区臨海工業用地造成事業 | 土地造成 | 365,000平方メートル |
| (2) 豊前東部内陸部工業用地造成事業 | 土地造成 | 47,000平方メートル |
- (収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入		支	出
第 1 款 造成事業収益					856 千円
第 1 項 営業外収益					856 千円
第 1 款 造成事業費					153,394 千円
第 1 項 営業費用					153,369 千円
第 2 項 営業外費用					25 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,191,405千円は繰越利益剰余金処分額1,191,405千円で補てんするものとする。）。

	収 入	支 出
第1款 資本的収入	2,400,015千円	
第1項 工業用地造成事業収入	15千円	
第2項 他会計借入金	2,400,000千円	
第1款 資本的支出		3,591,420千円
第1項 造成事業費		1,191,420千円
第2項 他会計借入金償還金		2,400,000千円
(一時借入金)		
第5条 一時借入金の限度額は、112,000千円と定める。		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

80,215千円

(2) 交 際 費

平成17年 3月28日議決

700 千円

福岡県知事 麻 生 渡

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)